

## 栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

平成19年2月1日  
規則第2号

栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の規定に基づく広域連合議会定例会は、毎年2月及び10月にこれを招集する。ただし、付議案件その他の都合により、招集する月を変更することができる。

### 附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。